

厚生労働省群馬労働局発表  
令和6年12月11日

【照会先】

（くるみん認定・えるぼし認定）

群馬労働局 雇用環境・均等室  
雇用環境改善・均等推進監理官 中野 直美  
指導 係 関口 萌音  
（代表電話）027-896-4739

（ユースエール認定）

群馬労働局職業安定部職業安定課  
課長 時田 明  
地方職業指導官 布施川 勇  
（代表電話）027-210-5007

報道関係者 各位

## プラチナくるみんプラス・えるぼし・ユースエール 合同認定通知書交付式を開催します！

～県内2社目の「プラチナくるみんプラス」認定～

群馬労働局（局長 上野 康博）では、次世代育成支援対策推進法に基づく「プラチナくるみんプラス」認定企業として株式会社群馬銀行を、女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定企業としてワイズコーポレーション株式会社を、「ユースエール」認定企業として株式会社青木土建を認定しました。この度の認定により、県内の「プラチナくるみんプラス」認定企業は2社となりました。

認定通知書交付式を以下のとおり行いますので、当日の取材をお願いいたします。

◆ 日時 12月19日（木）14:00～

◆ 会場 前橋地方合同庁舎1階 共用会議室

（前橋市大手町2丁目3番1号）

取材いただける場合は、12月18日（水）12:00までに担当（中野又は関口）  
あて御連絡ください。

### ◆ 認定企業 ◆

プラチナくるみんプラス認定

株式会社群馬銀行



えるぼし認定

ワイズコーポレーション株式会社



ユースエール認定

株式会社青木土建



## 株式会社群馬銀行（前橋市）

主たる事業：金融業

労働者数：4052人（男性1958人、女性2094人）

- ★平成25年、平成27年 くるみん認定取得
- 平成29年 プラチナくるみん認定取得



### 【プラス認定基準の達成状況】

※令和4年3月31日までにプラチナくるみん認定を受けている企業については、プラス認定基準を満たせば、プラチナくるみんプラス認定を受けることができます。

#### 1. 不妊治療のために利用できる制度の整備状況

- ・不妊治療のため1年度につき5日を限度として半日単位、1日単位で取得可能な「ヘルスサポート休暇」を設けている。
- ・不妊治療のために利用可能な年次有給休暇の時間単位付与を行っている。
- ・目的を問わず利用可能な在宅勤務制度を導入している。

#### 2. 不妊治療と仕事との両立の推進に関する方針と内容に関する労働者への周知の実施状況

「自律的なキャリア形成や Well-being 実現に対する支援、および健康経営の推進により、多様な人材が安心して勤務を継続できる環境を整えることで、行員一人ひとりのキャリア継続、活躍推進につなげる」という方針と併せて、不妊治療のために利用可能な休暇制度について通達文書を発出し、全労働者に周知した。

#### 3. 不妊治療と仕事との両立に関する研修その他の不妊治療と仕事の両立に関する労働者の理解を促進するための取組の実施状況

不妊治療の実態、自社の取組方針、不妊治療のために利用できる休暇等の制度内容、およびプライバシー保護やハラスメント防止について、全労働者に対し動画研修を実施した他、支店長を対象としたオンライン研修、1～4年目の行員を対象とした集合研修、マネジメント研修受講者を対象とした動画研修、女性活躍推進チーム「L-NEXT」メンバーを対象とした集合研修を実施し、不妊治療と仕事の両立に関する理解を促進した。

#### 4. 両立支援担当者の選任及び労働者への周知の実施状況

両立支援担当者を選任し、通達や動画研修により周知を実施した。

# ワイズコーポレーション株式会社 (伊勢崎市)

主たる事業：サービス業

労働者数：154人（男性102人、女性52人）



## 【認定基準に係る評価項目の達成状況】

### 1 採用：次の（１）と（２）のいずれかに該当すること。

（１）男女別の採用における競争倍率（応募者数／採用者数）が同程度であること。

※ 直近3事業年度の平均した、雇用管理区分ごとの「採用における女性の競争倍率×0.8」が、男性の競争倍率よりも低いこと。

（２）直近の事業年度において、次の①と②の両方に該当すること。

① 正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上である。

② 正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上である。

※ 正社員に雇用管理区分を設定していない場合は、①のみに該当すれば足りる。

#### 【達成状況】

上記（２）①で算出

正社員に占める女性労働者の割合は43.5%であり、産業平均値（サービス業）の25.9%を上回る。

※ 正社員に雇用管理区分を設定していないため、①のみ算出

### 2 継続就業：（１）直近の事業年度において、次の①と②のいずれかに該当すること。

① 「女性労働者の平均継続勤務年数」÷「男性労働者の平均継続勤務年数」が、雇用管理区分ごとに7割以上であること。

② 「女性労働者の継続雇用割合」÷「男性労働者の継続雇用割合」が、雇用管理区分ごとに8割以上であること。

※ 継続雇用割合とは、「9～11事業年度前に採用した労働者で現在雇用している人数」  
÷「9～11事業年度前に採用した労働者の人数」

（２）上記（１）を算出することができない場合は、正社員の女性労働者の平均継続勤務年数が産業ごとの平均値以上であること。

#### 【達成状況】

上記（１）①で算出

正社員について、「女性労働者の平均継続勤務年数（4年6か月＝54か月）」

÷「男性労働者の平均継続勤務年数（4年3か月＝51か月）」＝1.06であり、基準値の7割以上である。

無期雇用派遣社員について、「女性労働者の平均継続勤務年数（5年＝60か月）」

÷「男性労働者の平均継続勤務年数（4年11か月＝59か月）」＝1.02であり、基準値の7割以上である。

**3 労働時間等の働き方：**雇用管理区分ごとの労働者の、法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て 45 時間未満であること。

**【達成状況】**

全ての月において 45 時間未満である。(月平均は正社員：19.3 時間、無期雇用派遣社員：20.7 時間)

**4 管理職比率：**次の(1)と(2)のいずれかに該当すること。

- (1) 直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が、産業ごとの平均値以上であること。
- (2) 直近 3 事業年度の平均した「課長級より 1 つ下位の職階にある女性労働者のうち課長級に昇進した者の割合」÷「課長級より 1 つ下位の職階にある男性労働者のうち課長級に昇進した者の割合」が 8 割以上であること。

**【達成状況】**

上記(1)で算出


直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合は 16.7%であり、産業平均値の 13.5%以上である。

**5 多様なキャリアコース：**直近の 3 事業年度において、以下の 2 項目以上（中小企業は 1 項目以上）の実績を有すること

- ア 女性の非正社員から正社員への転換
- イ 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換
- ウ 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用
- エ おおむね 30 歳以上の女性の正社員としての採用

**【達成状況】**

直近の 3 事業年度において、「ア 女性の非正社員から正社員への転換」の実績が 1 人である。

<p>企業名</p>	<p style="text-align: center;">株式会社 青木土建</p> <p style="text-align: center;">代表取締役 青木 儀広</p> 
<p>所在地</p>	<p>群馬県藤岡市三ツ木286-2</p>
<p>業種</p>	<p>一般土木建築工事業</p>
<p>労働者数</p>	<p>30人(男性 27人、女性 3人)</p>
<p>対象期間</p> <p>認定基準</p>	<p>令和3年9月1日～令和6年8月31日</p> <p><b>【認定基準1】(学卒求人等、若者対象の正社員求人の申込みの有無)</b></p> <p>→高卒求人(重機オペレーター(見習い)) HW 受理済み(10090-27949)</p> <p>→高卒求人(作業員(見習い)) HW 受理済み(10090-28849)</p> <p>→高卒求人(監督員(見習い)) HW 受理済み(10090-29049)</p> <p><b>【認定基準2】(若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業)</b></p> <p>→該当</p> <p><b>【認定基準3】(以下の要件にすべて適合)</b></p> <p>① 「人材育成方針」、「教育訓練計画」を策定</p> <p>→策定済み(座学・オンライン) 対象者:新入社員全員・資格未取得者・中堅社員</p> <p>② 直近3事業年度の新卒者などの正社員として離職した人の離職率が20%以下</p> <p>→採用3名(現在2名在籍中)</p> <p>③ 前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員がいないこと。</p> <p>→月平均所定外労働時間 : 13.8時間</p> <p>1月当たりの法定時間外労働60時間以上の労働者 : 無し</p> <p>④ 前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上あること。</p> <p>→年平均取得率 : 94.2%</p> <p>年平均取得日数 : 15.8日</p> <p>⑤ 直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上あること(育児休業制度整備済み)。</p> <p>→男性育児休業等取得者 : 0名(本人の希望により取得無し)</p> <p>女性育児休業等取得者 : 0名(対象者無し)</p> <p><b>【認定基準4】(青少年雇用情報について公表している)</b></p> <p>① 直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数</p> <p>→公表済</p>

② 研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定等の制度の有無とその内容

→公表済(新入社員研修・熱中症予防指導員・管理者研修、業務に必要な資格取得支援(取得・講座費用助成))

③ 前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数(男女別)、役員・管理職の女性割合

→公表済

**【認定基準5】(過去3年間に認定企業の取消を受けていないこと)**

→該当なし

**【認定基準6】(過去3年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと)**

→該当なし

**【認定基準7】(過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと)**

→該当なし

**【認定基準8】(過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと)**

→該当なし

**【認定基準9】(暴力団関係事業主でないこと)**

→該当なし

**【認定基準10】(風俗営業等関係事業主でないこと)**

→該当なし

**【認定基準11】(各種助成金の不支給措置を受けていないこと)**

→該当なし

**【認定基準12】(重大な労働関係等法令違反を行っていないこと)**

→該当なし



# 次世代育成支援対策推進の取組状況

## 1 一般事業主行動計画策定届出企業数及び届出率

次世代育成支援対策推進法では、常時雇用する労働者が101人以上の企業に対し、労働者の仕事と子育ての両立支援や働き方の見直しに関する取組を記載した一般事業主行動計画を策定し、その行動計画の公表及び労働者への周知を行い、その旨を都道府県労働局に届け出ることを義務付けている（100人以下の企業は努力義務）。

（令和6年11月30日現在）

	管内企業数	行動計画策定 届出企業数	届出率
常時雇用労働者301人以上の企業	236社	236社	100%
常時雇用労働者101人以上300人以下の企業	527社	523社	99.2%
常時雇用労働者100人以下の企業	－	717社	－
合計	－	1,476社	－

## 2 基準適合一般事業主認定企業

次世代育成支援対策推進法に基づき、労働者の子育て支援等について「一般事業主行動計画」を策定し、その計画目標を達成するなどの認定基準を満たした場合、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）による認定（くるみん認定）をしている。

また、くるみん認定を受けた企業のうち、男性の育児休業取得率が30%以上などの特例認定基準を満たした場合、厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）による特例認定（プラチナくるみん認定）をしている。

### （1）くるみん認定

令和6年11月30日現在、管内における認定企業は76社であり、うち、くるみんプラス認定企業は2社である。



	認定企業数
常時雇用労働者301人以上の企業	35社
常時雇用労働者101人以上300人以下の企業	24社
常時雇用労働者100人以下の企業	17社 (うち、くるみんプラス2社)
合計	76社

### （2）プラチナくるみん認定

令和6年11月30日現在、管内における特例認定企業は9社であり、うち、プラチナくるみんプラス認定企業は2社である。



	認定企業数
常時雇用労働者301人以上の企業	8社 (うち、プラチナくるみんプラス2社)
常時雇用労働者101人以上300人以下の企業	0社
常時雇用労働者101人以下の企業	1社
合計	9社

### (3) くるみん認定企業一覧

※初回認定が早い順に並べています。プラス認定を受けている場合は企業名の後ろに表示しています。

	企業名	認定年	所在地	業種	労働者数 (申請時点)
1	株式会社山田製作所	H19年 H21年 R4年	伊勢崎市	輸送用機械器具製造業	1,535人
2	生活協同組合コープぐま	H19年 H22年 H25年 H27年 R1年 R4年	桐生市	卸・小売業	1,340人
3	株式会社ヤマダホールディングス	H20年 H23年	高崎市	卸・小売業	11,460人
4	サンデン株式会社	H21年	伊勢崎市	製造業	3,019人
5	株式会社ヤマダホームズ	H21年 H24年 H27年 H29年	高崎市	建設業	997人
6	株式会社高崎高島屋	H21年 H23年	高崎市	卸・小売業	321人
7	有限会社COCO-LO	H22年 H25年	桐生市	医療・福祉業	76人
8	株式会社東和銀行	H22年 H27年	前橋市	金融業	2,303人
9	社会福祉法人春風会	H24年 H27年 R3年	中之条町	医療・福祉業	128人
10	特定非営利活動法人ハートフル	H24年	高崎市	医療・福祉業	63人
11	社会医療法人鶴谷会	H24年	伊勢崎市	医療・福祉業	613人
12	医療法人群馬会	H24年 H26年 R1年 R6年	高崎市	医療・福祉業	636人
13	株式会社秋葉ダイカスト工業所	H25年	高崎市	製造業	99人
14	株式会社群馬銀行	H25年 H27年	前橋市	金融業	4,707人
15	医療法人石井会石井病院	H25年	伊勢崎市	医療・福祉業	299人
16	光山電気工業株式会社	H25年 H27年	中之条町	製造業	157人
17	医療法人橘会上之原病院	H25年	渋川市	医療・福祉業	220人
18	社会福祉法人桔梗会	H25年 H28年	沼田市	医療・福祉業	99人
19	株式会社ハンパティータンパティータン	H25年	前橋市	卸・小売業	445人
20	医療法人大誠会	H25年	沼田市	医療・福祉業	286人
21	富士重工業健康保険組合太田記念病院	H25年	太田市	医療・福祉業	857人
22	高崎信用金庫	H25年 H27年	高崎市	金融業	472人
23	株式会社アベックス	H26年	高崎市	卸・小売業	27人
24	株式会社エムダブルエス日高	H26年	高崎市	医療・福祉業	706人
25	株式会社スカイスクレイパー	H27年	太田市	飲食サービス業	496人
26	国立大学法人群馬大学	H27年	前橋市	教育・研究	2,368人
27	利根保健生活協同組合	H27年 R6年	沼田市	医療・福祉業	901人
28	三高産業株式会社	H27年 H30年	桐生市	卸・小売業	20人
29	株式会社ヌカバ	H28年	高崎市	製造業	450人
30	社会福祉法人赤城会	H28年	渋川市	医療・福祉業	155人



31	医療法人パテラ会	H28年 H30年	みなかみ町	医療・福祉業	247人
32	株式会社ジーシーシー	H29年	前橋市	情報通信業	664人
33	株式会社富士通フロンテックシステムズ	H29年	前橋市	情報通信業	116人
34	株式会社日本キャンパック	H29年	明和町	製造業	536人
35	太平食品工業株式会社	H29年	前橋市	食品製造業	502人
36	ぐんぎんシステムサービス株式会社	H29年 R2年 R5年	前橋市	ソフトウェア開発・販売	121人
37	しのめ信用金庫	H29年	富岡市	金融業	984人
38	社会福祉法人はたか会	H30年 R3年 R6年	前橋市	医療・福祉業	459人
39	社会福祉法人視覚障害者福祉会	H30年	前橋市	医療・福祉業	83人
40	社会福祉法人あんなが福祉会	H30年	安中市	医療・福祉業	121人
41	桐生信用金庫	H30年	桐生市	金融業	544人
42	アイオー信用金庫	H30年	伊勢崎市	金融業	366人
43	手島精管株式会社	H30年	館林市	製造業	47人
44	株式会社ナカダイ	H30年	前橋市	卸・小売業	63人
45	株式会社荻野屋	H31年	安中市	製造業	543人
46	たくみ株式会社	R1年	高崎市	医療・福祉業	391人
47	株式会社環境技研	R1年	高崎市	技術サービス業	102人
48	株式会社JIMRO	R2年	高崎市	製造業	165人
49	社会福祉法人邦知会	R2年	桐生市	医療・福祉業	237人
50	株式会社板垣	R3年 R4年	伊勢崎市	卸・小売業（メガネ・補聴器販売）	214人
51	太陽誘電株式会社	R3年	高崎市	製造業	3,262人
52	サンヴァーテックス株式会社	R3年 R5年	高崎市	総合人材サービス業	1,405人
53	学校法人中村学園	R3年	前橋市	認定こども園の運営	62人
54	社会福祉法人榎桐会	R3年	高崎市	重症心身障害児者施設	189人
55	株式会社メディカルベア	R3年	玉村町	医療器具滅菌業	115人
56	株式会社日東システムテクノロジーズ	R3年	太田市	情報通信業	112人
57	医療法人社団善衆会	R3年	前橋市	医療業	492人
58	日本パイプシステム株式会社	R3年 R5年	板倉町	製造業	103人
59	株式会社ソアード	R4年	高崎市	不動産業、物品賃貸業	15人
60	小林工業株式会社	R4年	前橋市	総合建設業	78人
61	株式会社両毛システムズ	R4年	桐生市	情報サービス業	912人
62	株式会社ジェイ・エヌ・エス	R4年	高崎市	広告業	37人
63	株式会社スバルロジスティクス	R4年	太田市	自動車運送取扱業	510人

64	医療法人孝穂会（プラス認定）	R 5 年	高崎市	歯科医院	25人
65	株式会社 I H I エアスペース	R 5 年	富岡市	輸送用機械器具製造	1,048人
66	株式会社 S N A R K	R 5 年	高崎市	設計事務所	13人
67	株式会社 S H A M P O O	R 5 年	伊勢崎市	美容業	32人
68	株式会社キーテクノロジー	R 6 年	玉村町	製造業	226人
69	社会福祉法人尾瀬長寿会（プラス認定）	R 6 年	片品村	医療、福祉（介護事業）	82人
70	株式会社ナカヨ	R 6 年	前橋市	製造業（電気機械器具製造業）	796人
71	株式会社浅野	R 6 年	伊勢崎市	輸送機械器具製造業	242人
72	群馬県信用保証協会	R 6 年	前橋市	信用保証業	134人
73	しげる工業株式会社	R 6 年	太田市	自動車艀装部品製造業	1228人
74	ちよだ株式会社	R 6 年	前橋市	社会福祉・介護保険事業	120人
75	株式会社ナプアシスト	R 6 年	前橋市	総合情報サービス業	184人
76	株式会社IHIエアスペース・エンジニアリング	R 6 年	富岡市	その他のサービス業	229人

#### （４）プラチナくるみん認定企業一覧

※初回認定が早い順に並べています。プラス認定を受けている場合は企業名の後ろに表示しています。

	企業名	特例認定年	所在地	業種	労働者数
1	有限会社COCO-LO	H28年	桐生市	福祉業	78人
2	医療法人鶴谷会	H28年	伊勢崎市	医療業	599人
3	株式会社群馬銀行（プラス認定）	H29年 R 6 年（プラス認定）	前橋市	金融業	4,052人
4	株式会社東和銀行	H29年	前橋市	金融業	2,278人
5	高崎信用金庫	R 2 年	高崎市	金融業	461人
6	桐生信用金庫（プラス認定）	R 2 年 R 5 年（プラス認定）	桐生市	金融業	500人
7	医療法人パテラ会	R 3 年	みなかみ町	医療業	301人
8	医療法人大誠会	R 4 年	沼田市	医療業	395人
9	太陽誘電株式会社	R 5 年	高崎市	製造業	3,422人

## 次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定基準（くるみん）

令和4年4月1日付けで下線部の基準が改正されました。

No.	認定基準
1	雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと
2	行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること
3	策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと
4	策定・変更した行動計画について、公表及び労働者への周知を適切に行っていること
5	<p>次の（1）または（2）のいずれかを満たしていること。</p> <p>（1）計画期間において、男性労働者のうち育児休業等を取得した割合が<u>10%以上</u>であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「<u>両立支援のひろば</u>」で公表していること。</p> <p>（2）計画期間において、男性労働者のうち、育児休業等を取得した者および企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が、合わせて<u>20%以上</u>であり、当該割合を「<u>両立支援のひろば</u>」で公表し、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。</p> <p>※ 労働者数が300人以下の事業主の特例 計画期間内に男性の育児休業等取得者または育児目的休暇利用者がいなかった場合でも、下記①～④のいずれかに該当すれば、基準を満たす。</p> <p>① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）、かつ、当該取得実績を「<u>両立支援のひろば</u>」で公表していること。</p> <p>② 計画期間内に、中学校卒業前の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること、かつ、当該利用実績を「<u>両立支援のひろば</u>」で公表していること。</p> <p>③ 計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、男性の育児休業取得率が<u>10%以上</u>であり、当該割合を「<u>両立支援のひろば</u>」で公表していること。</p> <p>④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前の子又は小学校就学前の子の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること、かつ、当該利用実績を「<u>両立支援のひろば</u>」で公表していること。</p>
6	計画期間内の女性労働者の育児休業取得率が、75%以上であり、当該割合を「 <u>両立支援のひろば</u> 」で公表していること。
7	3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者について、所定労働時間の短縮措置等の制度を講じていること。
8	<p>次のいずれも満たしていること。</p> <p>（1）フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること。</p> <p>（2）月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。</p>
9	<p>次のいずれかの措置について、具体的な目標を定めて実施していること</p> <p>① 所定外労働の削減のための措置</p> <p>② 年次有給休暇の取得の促進のための措置</p> <p>③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置</p>
10	法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと

## 次世代育成支援対策推進法第 13 条に基づく認定基準（プラス）

- 令和 4 年 4 月 1 日付けで新たに創設された認定制度です。
- プラス認定は、くるみん認定やプラチナくるみん認定に併せて申請することができます。ただし、経過措置として、令和 4 年 3 月 31 日までにくるみん認定・プラチナくるみん認定を受けている企業については、プラス認定基準を満たせば、くるみんプラス認定・プラチナくるみんプラス認定を受けることができます。

No.	認定基準
1	<p>次の①及び②の制度（※）を設けていること。</p> <p>①不妊治療のための休暇制度（不妊治療を含む多様な目的で利用することができる休暇制度や、利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇は含まない。）</p> <p>②不妊治療のために利用することができる、半日単位・時間単位の年次有給休暇、所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、テレワークのうち、いずれかの制度</p> <p>※ 制度の利用対象労働者については、性別、雇用形態に関わらず利用できるものであることが必要です。</p>
2	<p>不妊治療と仕事との両立に関する方針（※）を示し、講じている措置の内容とともに社内に周知していること。</p> <p>※ 不妊治療と仕事との両立を具体的に推進・支援する内容であり、法人の代表者名で発信・周知することが必要です。</p>
3	<p>不妊治療と仕事との両立に関する研修（※）その他の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組を実施していること。</p> <p>※ 管理職、人事労務担当者、不妊治療を行う労働者、当該労働者の上司、同僚、部下等を含め全ての労働者を対象とし、少なくとも年 1 回は実施していることが必要です。</p>
4	<p>不妊治療を受ける労働者からの不妊治療と仕事との両立に関する相談に応じる担当者（※）を選任し、社内に周知していること。</p> <p>※ 自社の制度内容を不妊治療を受ける労働者に説明し、当該労働者の業務の調整などを行う役割を果たせる人を選任することが適切です。</p>

## 次世代育成支援対策推進法第15条の2に基づく特例認定基準（プラチナくるみん）

令和4年4月1日付けで下線部の基準が改正されました。

No.	特例認定基準
1～4	認定基準1～4と同じ
5	<p>次の（1）又は（2）のいずれかを満たしていること</p> <p>（1）計画期間において男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が<u>30%以上</u>であること</p> <p>（2）計画期間において男性労働者のうち、育児休業等を取得した者および企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が、合わせて<u>50%以上</u>であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること</p> <p>※ 労働者数が300人以下の事業主の特例</p> <p>計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合でも、下記①～④のいずれかに該当すれば、基準を満たす</p> <p>① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）</p> <p>② 計画期間内に、中学校卒業前の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること</p> <p>③ 計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が<u>30%以上</u>であること</p> <p>④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前の子又は小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること</p>
6～8	認定基準6～8と同じ
9	<p>次の①～③のすべての措置を実施しており、かつ、①又は②のうち、少なくとも一方について、定量的な目標を定めて実施し、その目標を達成したこと</p> <p>①所定外労働の削減のための措置</p> <p>②年次有給休暇の取得の促進のための措置</p> <p>③短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置</p>
10	<p>次の（1）又は（2）のいずれかを満たしていること</p> <p>（1）子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職（育児休業中を含む）している者の割合が<u>90%以上</u>であること</p> <p>（2）子を出産した女性労働者及び、子を出産する予定であったが退職した女性労働者の合計数のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職している者の割合が<u>70%以上</u>であること</p>
11	育児休業等をし、または育児を行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるような能力の向上又はキャリア形成の支援のための取組に係る計画を策定し、実施していること。
12	認定基準10と同じ

# 女性活躍推進の取組状況

## 1 一般事業主行動計画策定届出企業数及び届出率

女性活躍推進法では、常時雇用する労働者が101人以上の企業に対し、自社の女性の活躍に関する状況把握、数値目標を含む行動計画の策定、行動計画の公表及び労働者への周知、行動計画を策定した旨の届出、女性の活躍に関する情報公表を義務付けている（100人以下の企業は努力義務）。

（令和6年11月30日現在）

	管内企業数	行動計画策定 届出企業数	届出率
常時雇用労働者301人以上の企業	236社	236社	100%
常時雇用労働者101人以上300人以下の企業	527社	524社	99.4%
常時雇用労働者100人以下の企業	－	95社	－
合計	－	855社	－

## 2 基準適合一般事業主認定企業

女性活躍推進法に基づき行動計画を策定した旨の届出等を行った企業のうち、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業について、厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）による認定（えるぼし認定）を行っている。認定は、基準を満たす項目数に応じて3段階ある。

### （1）えるぼし認定

令和6年11月30日現在、管内における認定企業は30社である（2段階目7社、3段階目23社）。



	認定企業数
常時雇用労働者301人以上の企業	12社
常時雇用労働者300人以下の企業	18社
合計	30社

### （2）えるぼし認定企業一覧




※初回認定が早い順に並べています。

	企業名	段階	認定年	所在地	業種	労働者数 (申請時点)
1	株式会社群馬銀行	2段階目	H28年	前橋市	金融業、保険業	4,781人
		3段階目	H30年			
2	朝倉染布株式会社	3段階目	H28年	桐生市	製造業（繊維工業）	98人
3	株式会社ジュンコーポレイション	3段階目	H29年	安中市	製造業（プラスチック製品）	27人
4	株式会社上毛新聞社	3段階目	H29年	前橋市	情報通信業	379人
5	社会福祉法人赤城会	3段階目	H29年	渋川市	医療、福祉	145人
6	株式会社アイ・ディー・イー	2段階目	H29年	高崎市	専門サービス業	368人
7	ARIGATOCOMPANY株式会社	3段階目	H29年	高崎市	建設業	8人
8	株式会社東和銀行	2段階目	H22年	前橋市	金融業	1,987人
		3段階目	H27年			



9	アイオー信用金庫	2段階目	H30年	伊勢崎市	金融業	336人
10	株式会社荻野屋	3段階目	H30年	安中市	食品製造業	543人
11	学校法人NIPPON ACADEMY	3段階目	H31年	前橋市	教育、学習支援業	71人
12	高崎信用金庫	2段階目	R1年	高崎市	金融業	473人
13	株式会社カラコーポレーション	3段階目	R1年	太田市	小売業	106人
14	太陽誘電株式会社	3段階目	R2年	高崎市	製造業（電気機械器具）	2,984人
15	サンヴァーテックス株式会社	3段階目	R2年	高崎市	サービス業	1,371人
16	株式会社板垣	3段階目	R3年	伊勢崎市	小売業	225人
17	株式会社IHIAエアロスペース	3段階目	R3年	富岡市	製造業（輸送用機械器具）	1,010人
18	桐生信用金庫	2段階目	R3年	桐生市	金融業、保険業	472人
19	株式会社ワークエントリー	3段階目	R4年	高崎市	サービス業	71人
20	株式会社日東システムテクノロジーズ	3段階目	R4年	太田市	情報通信業	124人
21	ユーコム株式会社	3段階目	R4年	前橋市	小売業	46人
22	株式会社両毛システムズ	2段階目	R4年	桐生市	情報通信業	912人
23	株式会社萩原工業	2段階目	R5年	安中市	建設業	15人
24	株式会社ジェイ・エヌ・エス	3段階目	R5年	高崎市	学術研究、専門・技術サービス業	38人
25	日本パイプシステム株式会社	2段階目	R5年	板倉町	製造業	103人
26	社会福祉法人桐生療育双葉会	3段階目	R6年	桐生市	医療、福祉	244人
27	株式会社梁瀬産業社	3段階目	R6年	桐生市	製造業（プラスチック製品）	217人
28	ワイズコーポレーション株式会社	3段階目	R6年	伊勢崎市	サービス業	154人
29	株式会社上武設計事務所	3段階目	R6年	高崎市	学術研究、専門・技術サービス業	34人
30	株式会社ヤマダテクニカルサービス	3段階目	R6年	高崎市	運輸業	157人

## 女性活躍推進法第9条に基づく認定基準（えるぼし認定）

<b>1段階目</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 以下の5つの基準のうち、1つ又は2つの基準を満たしていること</li> <li>● 満たさない基準については、当該基準に関連する取組を実施し、2年以上連続してその実績が改善していること</li> <li>● 上記の実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること</li> </ul>
<b>2段階目</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 以下の5つの基準のうち、3つ又は4つの基準を満たしていること</li> <li>● 満たさない基準については、当該基準に関連する取組を実施し、2年以上連続してその実績が改善していること</li> <li>● 上記の実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること</li> </ul>
<b>3段階目</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 以下の5つの基準の全てを満たしていること</li> <li>● 上記の実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること</li> </ul>

※5つの基準については次のページを参照。


評価項目	基準値（実績値）
採用	<p>次の（１）と（２）のいずれかに該当すること。</p> <p>（１）男女別の採用における競争倍率（応募者数／採用者数）が同程度（※）であること。  ※『直近３事業年度の平均した「採用における女性の競争倍率」』×0.8が、『直近３事業年度の平均した「採用における男性の競争倍率」』よりも雇用管理区分ごとにそれぞれ低いこと（期間の定めのない労働契約を締結することを目的とするものに限る）。</p> <p>（２）直近の事業年度において、次の①と②の両方に該当すること。</p> <p>①正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値（平均値が４割を超える場合は４割）以上であること。  ②正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値（平均値が４割を超える場合は４割）以上であること。</p>
継続就業	<p>（１）直近の事業年度において、次の①と②のいずれかに該当すること。</p> <p>①「女性労働者の平均継続勤務年数÷男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ７割以上であること（期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る）。</p> <p>②「10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された女性労働者の継続雇用割合」÷「10事業年度前及びその前後に採用された男性労働者の継続雇用割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ８割以上であること（期間の定めのない労働契約を締結している労働者かつ新規卒採用者等に限る）。</p> <p>（２）上記（１）を算出できない場合は、直近の事業年度において、正社員の女性労働者の平均継続勤務年数が産業ごとの平均値以上であること。</p>
労働時間等の働き方	<p>雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。</p> <p>「各月の対象労働者の(法定時間外労働＋法定休日労働)の総時間数の合計」÷「対象労働者数」 &lt; 45時間  これにより難しい場合は、  [「各月の対象労働者の総労働時間数の合計」－「各月の法定労働時間の合計＝(40×各月の日数÷7)×対象労働者数」] ÷「対象労働者数」 &lt; 45時間</p>
管理職比率	<p>次の（１）と（２）のいずれかに該当すること。</p> <p>（１）管理職に占める女性労働者の割合が別に定める産業ごとの平均値以上であること。</p> <p>（２）『直近３事業年度の平均した「課長級より1つ下位の職階にある女性労働者のうち課長級に昇進した女性労働者の割合」』÷『直近３事業年度の平均した「課長級より1つ下位の職階にある男性労働者のうち課長級に昇進した男性労働者の割合」』が８割以上であること。</p>
多様なキャリアコース	<p>直近の３事業年度のうち、以下について大企業は２項目以上（非正社員がいる場合は必ずAを含むこと）、中小企業は１項目以上の実績を有すること。</p> <p>A 女性の非正社員から正社員への転換  B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換  C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用  D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用</p>

※ 上記の他、以下の基準を全て満たす必要があります。

- ・事業主行動計画策定指針に則して適切な一般事業主行動計画を定めたこと。
- ・策定した一般事業主行動計画について、適切に公表及び労働者への周知をしたこと。
- ・認定取消又は辞退の日から３年を経過していること。
- ・職業安定法第５条の５第１項第３号の規定により、公共職業安定所等が求人申し込みを受理しないことができる場合に該当しないこと。
- ・女性活躍推進法及び女性活躍推進法に基づく命令その他関係法令に違反する重大事実がないこと。

## 女性活躍推進法第12条に基づく認定基準（プラチナえるぼし認定）

えるぼし認定を受けた事業主のうち、以下の基準を満たした場合に認定します（令和2年6月1日以降認定開始）。

<p><b>プラチナえるぼし</b></p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該行動計画に定めた目標を達成したこと。</li> <li>● 男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任し、その選任状況を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。</li> <li>● 以下の5つの基準の全てを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。</li> <li>● 女性活躍推進法に基づく情報公表項目（社内制度の概要を除く）のうち、8項目以上を毎年「女性の活躍推進企業データベース」に公表していること。</li> </ul>
--	--

評価項目	基準値（実績値）
採用	えるぼし認定基準と同じ。
継続就業	<p>（1）直近の事業年度において、次の①と②のいずれかに該当すること。</p> <p>①「女性労働者の平均継続勤務年数÷男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ8割以上であること（期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る）。</p> <p>②「10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された女性労働者の継続雇用割合」÷「10事業年度前及びその前後に採用された男性労働者の継続雇用割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ9割以上であること（期間の定めのない労働契約を締結している労働者かつ新規学卒採用者等に限る）。</p> <p>（2）上記（1）を算出できない場合は、直近の事業年度において、正社員の女性労働者の平均継続勤務年数が産業ごとの平均値以上であること。</p>
労働時間等の働き方	えるぼし認定基準と同じ。
管理職比率	<p>（1）直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が、産業ごとの平均値の1.5倍以上であること。</p> <p>ただし、1.5倍後の数字が、</p> <p>（2）15%以下の場合、管理職に占める女性労働者の割合が15%以上であること。</p> <p>（3）40%以上の場合、以下の①と②のいずれか大きい値以上であること。</p> <p>①正社員に占める女性比率の8割</p> <p>②40%</p>
多様なキャリアコース	えるぼし認定基準と同じ。

※ 上記の他、以下の基準を全て満たす必要があります。

- ・事業主行動計画策定指針に則して適切な一般事業主行動計画を定めたこと。
- ・策定した一般事業主行動計画について、適切に公表及び労働者への周知をしたこと。
- ・雇用管理区分ごとに、労働者の男女の賃金の差異の状況について把握したこと。
- ・プラチナえるぼし認定の申請より前に、一般事業主行動計画に定めた目標を、容易に達成できる目標に変更していないこと。
- ・認定取消又は辞退の日から3年を経過していること。
- ・職業安定法第5条の5第1項第3号の規定により、公共職業安定所等が求人申し込みを受理しないことができる場合に該当しないこと。
- ・女性活躍推進法及び女性活躍推進法に基づく命令その他関係法令に違反する重大事実がないこと。